

第3期 平成29年度 新宿区多文化共生まちづくり会議 第5回住宅部会 議事概要

日 時 平成30年3月8日（木）14:30～16:30

場 所 区役所本庁舎3F 302会議室

出席委員 毛受委員、稲葉委員、渡邊委員、金（相）委員、イーイーミン委員、シュレスタ委員、盛委員、平野委員、植木委員、竹内委員、澤田委員、船山委員 12名

欠席委員 張委員、高委員、江副委員、李委員 4名

1 開会

2 今後の審議スケジュール

事務局から今後の審議スケジュールについて説明があった。

3 新宿区内日本語学校へのアンケート調査結果について

事務局から新宿区内日本語学校へのアンケート調査結果について報告があった。

4 新宿区住宅マスタープランについて

事務局から新宿区住宅マスタープランについて説明があった。

5 住宅に関する課題解決のための具体策の個別検討（最終報告の作成に向けて）

○外国人向け賃貸保証会社作成のDVD『外国人向け賃貸住宅入居ガイド』を視聴し、映像による情報提供について検討した。

- ・外国人は居住期間が6か月未満では銀行口座が開設できないため、ATMの使い方を知らないことがある。大家によっては、入居後しばらくは家賃を持参してもらうようにし、それをコミュニケーションの機会としてトラブルを防ぐことができているところがある。
- ・敷金礼金の慣習は日本独自なので、説明する必要がある。
- ・時間の長さや情報量は比例するが、どのくらいの時間の長さが観る側や活用する側にとって良いか検討する必要がある。
- ・映像ではルールを伝えると同時に、ようこそという歓迎の気持ちも示したい。
- ・住まいに係わることとして、3か月を超えて日本に滞在する場合には住民登録が必要なこと、引っ越したら2週間以内に届け出義務があること等を映像に盛り込む必要がある。
- ・映像のなかで、外国人に対応できる不動産会社の情報が集まっているサイト等を紹介できると便利である。
- ・日本語学校へのアンケート結果によると、外国語広報紙に比べ、ホームページの認知度が低い。たくさんの情報が揃っていることを再周知し、活用してもらいたい。

- ・留学生には学校を通じて周知するとして、それ以外の人々にはどう伝えるか。外国人の多くはSNSで情報収集しているため、インターネット上に公開すると効果的である。
- ・区に住む場合、必ず住民登録のため区役所に来るので、その機会を確実に捉えて、QRコードから外国語ホームページを登録してもらいたい。
- ・区の外国人向けの情報提供の取組み等を不動産業者への研修会で紹介することで、外国語対応の不安を減らすことができる。
- ・外国人の賃貸借に係るトラブルの多くは日本人と変わらないものだが、なかには、解約せずの帰国や家賃滞納したまま長期不在等、外国人特有のものがある。その対応策について事例共有できると、外国人への部屋の貸しやすさに繋がる。
- ・外国人専用の保証会社があり、賃貸借契約を結ぶことになった後の環境は整ってきたものの、現在でも部屋探しの入り口の部分には、依然として借りにくいという実態がある。
- ・個人で部屋探しをする人もいれば、学校や勤め先の寮に入る人もいる。作成した映像を不動産店の店頭で観るのでは、そうした全員をカバーできないので、誰もが観られるような形で公開したい。

6 その他

事務局から次回の会議について説明があった。

7 閉会